

定期券の払戻額の計算方法

●定期券の使用開始前

払戻額＝

通常の定期運賃(券面の金額)－手数料210円(他社連絡は220円)

●定期券の使用開始後

払戻額＝

通常の定期運賃(券面の金額)－使用済月数に相当する定期運賃－手数料210円(他社連絡は220円)

【使用済月数に相当する定期運賃】

使用済月数に相当する定期運賃は、お持ちの定期券の同一区間のそれぞれ1カ月または3カ月の定期運賃を組み合わせで算出します。1カ月未満の日数は、1カ月使用したものとして計算します。

使用した月数	1カ月	2カ月	3カ月	4カ月	5カ月
算出に使用する月数の組み合わせ	1カ月	1カ月×2	3カ月	1カ月+3カ月	1カ月×2+3カ月

【計算例】

4月10日から3ヵ月有効の信楽～貴生川の通学定期券で5月20日に払い戻し申し出があった場合

・発売額からすでに使用した2ヵ月分の定期運賃と手数料210円を差し引いた額を払い戻し

32,270円(発売額)－11,320円(1カ月)×2)－210円(手数料)＝9,420円払い戻し

●有効開始日から7日以内の取扱い

有効開始日から7日以内に限り、発売額からすでに経過した日数分の往復運賃と手数料210円(他社連絡は220円)を差し引いた残額を払い戻しいたします。

【計算例】

5月10日から1ヶ月有効の信楽～貴生川の通学定期券で、5/12に払い戻し申し出があった場合

・発売額からすでに使用した日数(5/10～12)3日間分の、往復運賃と手数料210円を差し引いた額を払い戻し

11,320円(発売額)－(940円(往復運賃)×3日)－210円(手数料)＝8,290円払い戻し